



2021年がスタートしました。新しい生活様式での年末年始はいかがだったでしょうか。今年も「ひりゅう」と龍郷町学校事務支援室をよろしくお願いいたします。

源泉徴収票 の見方について



毎年1月末～2月頭にかけて配布される「源泉徴収票」、大事なものだとは思いますが何が書いてあるかよく分からない…なんてことはありませんか？今回はこの源泉徴収票の見方を、一部抜粋してご紹介します。配布された際には、ぜひご自身のものと比較しながら見てみてくださいね。

頁		年分		給与所得の源泉徴収票			
* 支払 を受け る者	住所又は居住	(所属コード)		(職員番号)			
		(役職)		氏名 (フリガナ)			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計		源泉徴収税額	
給与・賞与	① 年収	円	② 所得	円	③	円	④ 税金
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く)		非居住者である親族の数
		特定	老人	その他	特別	その他	
		円	円	円	円	円	円
	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除額		
	⑤	⑥		⑦	⑧		
(摘要)							
附票							
扶養 住宅 前職							
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	⑥ の詳しい内容		人年保険料額	円	旧個人年金保険料の金額
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日	⑧ の詳しい内容		住宅借入金等年末残高(1回目)	円	住宅借入金等年末残高(2回目)

① 支払金額	1月～12月までの給与、手当等の合計額から非課税分を差し引いた金額。いわゆる「年収」にあたります。
② 給与所得控除後の金額	支払金額に応じて決まっている経費控除額を①から差し引いた金額。いわゆる「所得」にあたります。
③ 所得控除の額の合計	「基礎控除」や「配偶者控除」、「扶養控除」、⑤～⑦「保険料控除」、⑧「住宅借入金等特別控除」、…といった所得控除額の合計金額。
④ 源泉徴収税額	給与からの天引きや調整により、1年間に納めた所得税額。
⑤ 社会保険料等の金額	1年間で納めた「社会保険料」の合計金額。給与明細では「共済長期掛金」、「共済短期掛金」、「介護保険掛金」として天引きされているほか、申告された国民年金保険料等も含む。
⑥ 生命保険料の控除額	年末調整で提出された「保険料控除申告書」に基づき計算された控除額。
⑦ 地震保険料の控除額	⑥と同じく、「保険料控除申告書」に基づき計算された控除額。
⑧ 住宅借入金等特別控除額	年末調整で提出された「住宅借入金等特別控除申告書」に基づき計算された控除額。

年末調整の申告書作成時に源泉徴収票を参考にした先生方も多いのではないのでしょうか。

源泉徴収票は所得を証明する大切な書類です。必ず各自で保管をお願いします。



町定期監査 にかかるお願い

毎年2月上旬頃、龍郷町では町監査委員による定期監査が行われます。学校で使用している備品についても監査対象となりますので、各担当の先生方で再度、下記の項目についてチェックをお願いします。備品の破損や故障があった際には、すぐに事務職員まで連絡をしてくださいね。

- 備品は、所定の位置に戻してありますか。
- 壊れている備品はありませんか。
- 購入当初の数量と現存する備品の数量は合っていますか。
- 備品を廃棄する必要がある時は、事務職員に連絡していますか。…



年度末 に向けて…



令和2年度も残すところ2か月余りとなりました。まだ少し時間があるから…と思っても、あっという間に過ぎていくのが3学期。年度末に慌てることのないように、書類の整理や引継ぎの準備等早めの準備を心がけましょう！！

- * ゴミは龍郷町の分別規則に従って処分してください。
 - * 書類を破棄する際、個人情報に記載されている場合はシュレッダー等を利用し、必ず内容が分からない状態で破棄してください。
 - * 正しい勤務処理が出来ているか、もう一度確認しましょう。土曜授業の振替は、期間内に取得できていますか？
- ※ 出勤簿や勤務処理簿の修正が必要な場合は、必ず事務職員にご連絡ください。
なお、出勤簿等の公簿には修正液や修正テープは使用できません。

こんな場合は事務職員までお知らせください！！！！

(扶養手当を受給されている方)

- ・ お子さんが3月末で高校や大学等を卒業し、就職を予定している。
- ・ 配偶者が3月末での退職または4月からの就職を予定している。



(単身赴任手当を受給されている方)

- ・ 4月に配偶者やお子さんの転居（本人との同居を含む）を予定している。

(児童手当を受給されている方)

- ・ 本人またはお子さんの転居を予定している。



※ 上記以外にも身上や家庭状況が変わることが予想される場合は、早めに各校の事務職員までご相談ください。

マイナンバーカード の 健康保険証利用 開始が近づいています！

令和2年10月発行の「ひりゅうNo.205」でもお知らせしたとおり、マイナンバーカードの健康保険証利用の開始時期は2021年3月（予定）からとなっています。最大で5,000円分のポイントが還元される「マイナポイント」制度利用のためのカードの申請期限も3月末となっているほか、今後は運転免許証との一体化の動きも出ているようです。

ぜひ、この機会にマイナンバーカードの取得を検討してみてください。

